

等級及び職制上の段階ごとの職員数

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の3の規定に基づき、稚内市職員の等級及び職制上の段階ごとの職員数を公表します。

令和5年4月1日 現在

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	人数 (人)	構成比 (%)	内 訳		職制上の段階		
				職 名	人数	人数 (人)	構成比 (%)	段階
1	定型的な業務を行う職員の職務	30	10.9%	主事	29	160	58.4%	係員級
				技師	1			
				その他	0			
				計	30			
2	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務	59	21.5%	主事	46	160	58.4%	係員級
				技師	12			
				その他	1			
				計	59			
3	主任の職務	71	25.9%	主任	71	69	25.2%	係長級
				計	71			
4	(1) 上席主査の職務 (2) 主査及び副主査の職務 (3) 特に困難な業務を処理する主任の職務	69	25.2%	特に困難な業務を 処理する主任	0	69	25.2%	係長級
				主査・副主査	69			
				上席主査	0			
				計	69			
5	課長及び主幹の職務	39	14.2%	課長	26	39	14.2%	課長級
				主幹	8			
				その他	5			
				計	39			
6	副部長及び参事の職務	2	0.7%	副部長	2	2	0.7%	副部長級
				参事	0			
				その他	0			
				計	2			
7	部長の職務	4	1.5%	部長	3	4	1.5%	部長級
				事務局長	1			
				その他	0			
				計	4			
	合計	274	100.0%		274	274	100.0%	